

KAWASAKI LABOR INFORMATION

かわさき労働情報

2025
9
No.2177

特集

中小企業におけるDX推進

～今日から始めてみる～

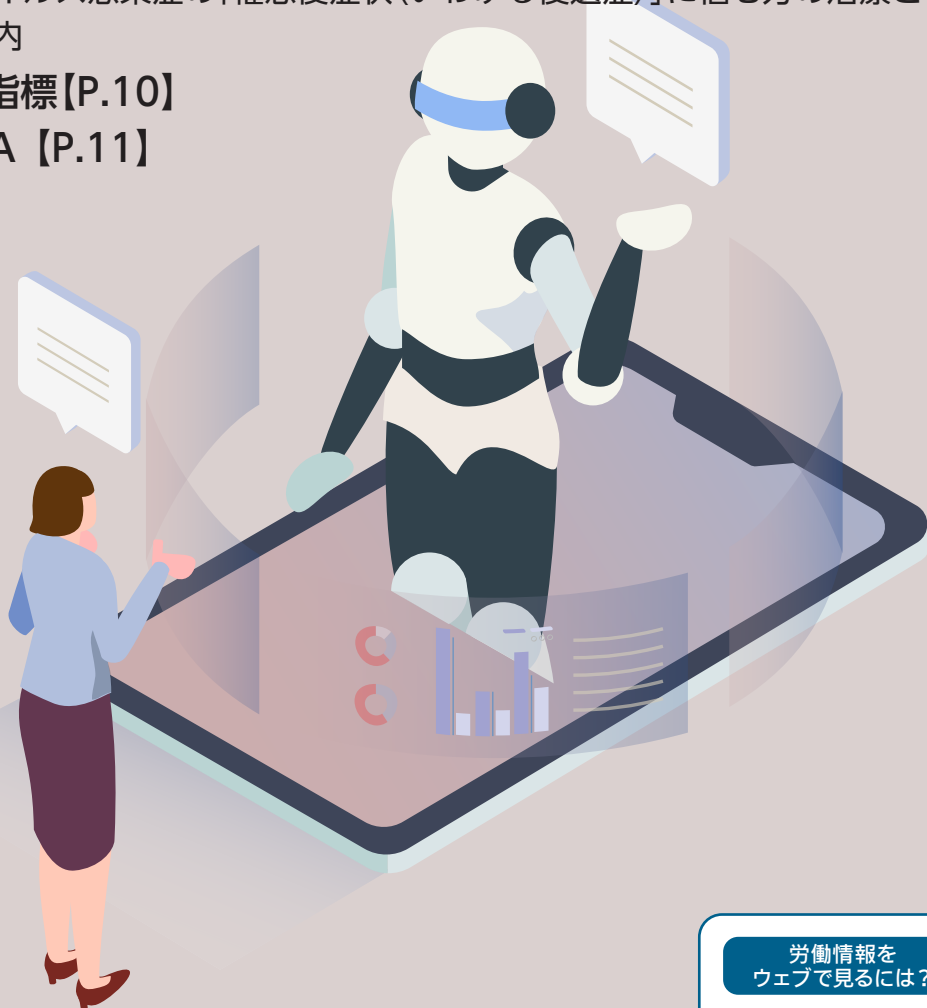
川崎市からのお知らせ【P.4～】

今月のトピックス【P.8～】

- 毎年9月は「障害者雇用支援月間」です
- 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です！
- 工場におけるサイバーセキュリティ ～平素の備えが工場を守ります～
- 県立東部総合職業技術校(かなテクカレッジ東部)スキルアップセミナーのお知らせ
- 新型コロナウイルス感染症の「罹患後症状(いわゆる後遺症)」に悩む方の治療と仕事の両立に向けたご案内

主要労働経済指標【P.10】

労働相談Q & A【P.11】



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

労働情報を
ウェブで見るとは？

川崎市ホームページ



かわさき労働情報

検索

中小企業におけるDX推進 ～今日から始めてみる～

かながわ補助金研究会 久保田裕史

「DXという言葉聞いて久しいけど、自分たちに関係あるだろうか？」 そう感じている方はまだ多いのではないのでしょうか。

最新の中小企業白書によれば、中小企業及び小規模事業者におけるデジタル化の取組は、「紙や口頭による伝達などアナログな状態からデジタルツールを利用した業務環境に移行している」と回答した企業が全体の約半数を占めています。一方で「DXに向けてこれから取り組むことは特にない」と回答する企業も未だ多くあり、中小企業におけるDX推進は道半ばと言えます。

なぜDXが進まないのか。その背景には中小企業ならではの悩みが存在します。人材や資金などリソースの不足、ITやDXに関する知識・情報不足、そしてDXに取り組む時間がないという不安が主な障壁として挙げられ、DXの必要性を感じつつも二の足を踏んでしまう経営者が多いのではないのでしょうか。

しかし、DXは待ったなしの課題でもあります。その背景には、日本社会全体の構造的な変化があります。人口減少、少子高齢化による深刻な人手不足は、今後ますます企業経営の継続を難しくする要因となるでしょう。さらに、人件費の上昇やエネルギー・原材料価格の高騰、コロナ禍を契機としたテレワーク普及など働き方の変化もあって、従来の紙やマンパワーに頼る業務では立ち行かなくなりつつあります。こうした環境の変化の中で、DXは生産性向上による競争力強化や、人手不足の解消の切り札として期待され、DXに踏み出すことは持続的な経営のために今や必要不可欠です。

1. DXで何が変わるのか？

では、DXに取り組むことで企業の現場は具体的にどう変わるのでしょうか。

製造業のある企業では、新規顧客への対応や販路開拓を進めるため、生産管理業務における「ミス・ムダ・属人化」をなくす必要に迫られていました。蓄積されたデータが活用されず勘頼りになっていることや、オンライン非対応により売上が頭打ちになっていること、属人化や紙中心のやり方によって業務効率が悪化していたなど課題がありました。

このような場合、クラウド型の情報共有ツールを導入すれば、ノウハウを社内で共有でき、特定の個人に頼っていた業務も組織で引き継げる状態へと変えることが出来ます。また、紙についてもスキャナーやOCR(光学文字認識)を活用したペーパーレス化によって、検索・集計が容易となり、紙による転記ミスやファイリングの手間が省けて業務効率化が図れます。

2. 成功事例や失敗から学ぶ

DXに成功している中小企業の事例は全国各地に存在し、一部の先進的な企業だけの話ではありません。例えばパルプ・紙・紙加工製造業のある企業は、人手のかかる重労働となっていた作業工程を機械化するなど、社内のボトルネックを特定して必要最小限の“身”の丈DX”で作業負担を軽減し、業績向上や人材確保の好循環を創り出しています。また、金属製品製造業のある企業は、他社と共同で生産管理ソフトを開発し、大手ベンダーの提供する高価なソフトと比較して安価に抑え、生産工程や図面等を生産現場でリアルタイムに確認できる環境を整備して人員の無駄な動きを減らし、作業の間違い防止を実現しています。これらの成功例に共通するポイントは、現場の課題を的確に捉え、小さな改善からコツコツ積み上げ、使い慣れたツールを活用することで、コストを抑えながら社員の抵抗感も低く抑えたことです。「自社にもできそうだ」と感じられる等身大の成功体験こそ、DXを推進する上で重要な原動力になります。

一方で、DX導入にはありがちな失敗パターンも存在します。明確な目的や戦略を欠いたままDXを進めてしまうケースです。例えば「とにかくDX」というスローガンだけで高価な分析システムを導入したものの、「何を改善したいのか」が不明確なため使いこなせず、無駄な投資となるケースがあります。DXはあくまで課題解決の手段であり、導入自体が目的化してしまうと成果が得られません。また、現場の声を無視したトップダウンも失敗のもとです。これらの失敗から得られる教訓は、DXを成功させるには事前の準備と目的の設定、そして現場を巻き込んだ推進が大切だということです。

3. 今日から始める3つのDXアクション

以上を踏まえて、「DXをやらねば」と感じている中小企業の皆さまが今日から実践できる3つのアクションを提案します。

● 公的機関の「無料相談」を利用する

一人で悩まず、まずは専門家に相談してみましょう。例えば、経済産業省所管の中小企業基盤整備機構では、「IT経営サポートセンター」などでITやDXに関する相談窓口を設置しています。こうした公的サービスを利用すれば、自社の課題に合った具体的なデジタル化の方策を提案してもらえるでしょう。

● 小規模な「ツールの導入」を始める

DXは完璧な計画を立ててからでなくても、手元の業務からスモールスタートできます。たとえば紙の書類が多い現場なら、請求書だけでもPDF発行に切り替えてみる、無料のクラウドストレージにファイル共有を移行してみる、従業員同士の連絡を社内チャットにしてみる、といった小さなIT化から始めてみましょう。

● 社内でDX推進の「対話」を始める

経営者や担当者が独りで抱え込まず、社内の仲間を巻き込みましょう。まずは「うちもDXに取り組んでいく」と社内外に宣言することが効果的です。経営トップが方針を示せば社員も注目し、前向きなプレッシャーが生まれます。同時に、社内でDX推進の担当者やチームを任命することも有効です。担当が決まれば、自社の業務棚卸しや課題の洗い出しが進みやすいです。社員から現場の声を集めたり、成功事例を勉強する場を設けたりして、「ウチの会社ならではのDX」について対話する機会を作ること、対話を通じて目的や優先順位が共有されて、DXに対する抵抗感も減っていきます。

最後に、国の補助制度も積極的に活用しましょう。代表的なものは「IT導入補助金」です。こちらは業務効率化やDX推進に役立つITツール導入の一部費用を国が補助してくれる制度で、生産性向上につながるソフトウェアやクラウドサービスの導入費用などが幅広く補助対象となります。もう一つは「中小企業省力化投資補助金」です。こちらは人手不足に悩む中小企業が省力化(省人化)につながる設備やシステムを導入する際の一部費用を補助するもので、生産性向上や付加価値向上、ひいては賃上げにつなげることを目的としています。他にもDX推進に使える補助金は複数存在します。制度ごとに公募時期や要件があるので、うまくマッチするものがあればぜひ申請を検討してみてください。

4. まとめ

企業のDX推進は一朝一夕で完了するものではありません。だからこそ今できることから一つずつ実行することが大切です。国や市町村の支援策という追い風も活かしつつ、社員と共に創意工夫を重ねていけば、必ず道は拓けます。デジタル化の波は中小企業にとっても大きなチャンスですので、ぜひ今日から一歩を踏み出してみてください。

DIGITAL TRANSFORMATION



9月10日は世界自殺予防デー

「働きざかりに知ってほしい～ゲートキーパーという役割～」

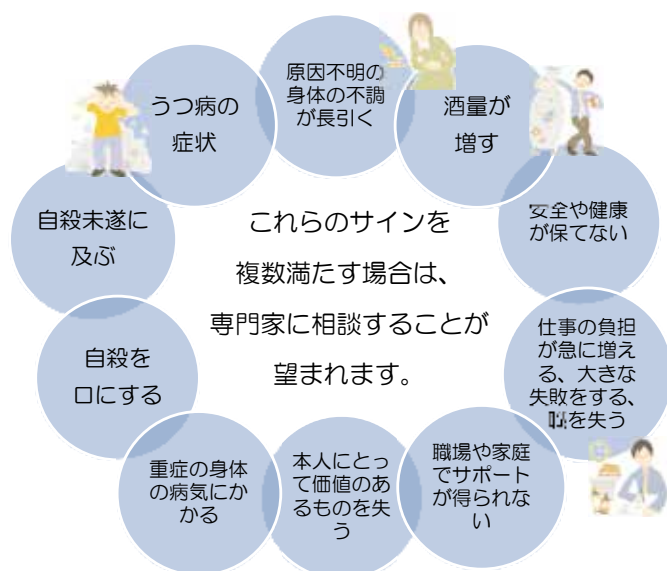
ストレスは誰にでもあるものですが、過度なストレスがかかると、「不眠」「食欲不振」「疲れがとれない」などの症状が出てことがあります。これらは「うつ」のサインの場合があります。自殺(自死)で亡くなった方の多くが自殺(自死)時に何らかの精神科診断がつく状態だったといわれており、自殺(自死)に最も関係の深い病態はうつ病・うつ状態と言われています。また、自殺(自死)が起こる背景には、健康問題、経済問題、家庭問題等、さまざまな要因が複雑に絡み合っています。

■ 自殺に傾いている人の特徴



■ 身近に気になる人はいませんか

次のようなサインは、抱えている困難や自殺の警告サインの一例です。



出典：職場における自殺の予防と対応（中央労働災害防止協会
労働者の自殺予防マニュアル作成検討委員会より引用改変）

自殺の危険が高いと思われる人への対応として「TALKの原則」というのがあります。Tell, Ask, Listen, Keep safe の頭文字をとっています。

T：心配しているということをはっきりと言葉に出して伝える

A：自殺についてははっきりと尋ねる

L：相手の訴えを傾聴する

K：危険と思ったら、その人を一人にしないで安全を確保したうえで、必要な対応をする

■ ひとり、ひとりが「ゲートキーパー」

「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることのできる人のことで、言わば「命の門番」です。

ゲートキーパーの役割

- ① 気づき・・・元気がないな、表情が暗いな等、周囲の人の様子がいつもと違うことに気づく
- ② 声かけ・・・勇気を出して声をかける
「眠れていますか?」「なんだか辛そうだけど...」「ごはん、食べられていますか?」等
- ③ 傾聴・・・相手の話に耳を傾け、その言葉と気持ちを受け止める。共感、支持する。
- ④ つなぎ・・・相談窓口へつなぐ。1人で判断に迷うときは、お住まいの市町村の相談窓口へ連絡してください。ホームページでも、さまざまな相談窓口をご案内しています。

川崎市 ころ

検索

<主な相談先>

- ・ころの電話相談：044-246-6742（毎日9時～21時）
※年末年始（令和7年12月29日～令和8年1月3日）は9時から17時まで
- ・川崎いのちの電話：044-733-4343（365日24時間受付）

～お住まいの自治体でも相談窓口があります～

労働相談・セミナー等のお知らせ

●弁護士労働相談 <事前予約制>

解雇、賃金不払い、長時間労働、セクハラ・パワハラ、損害賠償等の労働問題に関連する高度な法律問題について、専門の弁護士が相談に応じます。電話にてご予約ください。

日 時 令和7年9月24日(水) 13時30分～16時30分(1人40分以内)

●仕事と育児の両立応援カウンセリング <事前予約制・電話相談可>

仕事と育児を両立する自信が持てない、今後のキャリアについて考えたいなど、働くママ、働きたいママ、プレママ等の悩みを、専門の女性カウンセラーが相談に応じます。

※0歳(おおむね6か月～)から就学前までのお子さまを
カウンセリング中にお預かりします(無料)。

相談希望日の1週間前までにお申し込みください。

日 時 令和7年10月18日(土) 13時～16時(1人50分以内)

会 場 かながわ労働センター川崎支所 主 催 神奈川県

申込方法 右記二次元コードからお申し込みください。



▲両立応援カウンセリング
申込ページ

●労務管理セミナー「改正育児介護休業法～両立支援の拡充強化の実務対応～」 <事前予約制>

令和7年4月から、段階的に施行されている改正育児介護休業法について、人事労務の実務経験がある社会保険労務士が、企業のとるべき対応について実務面から解説します。

日 時 令和7年10月29日(水) 14時～16時

会 場 川崎市生活文化会館(てくのかわさき)2階てくのホール
(JR 武蔵溝ノ口駅または東急溝ノ口駅から徒歩約5分)

対 象 県内事業所の経営者、人事労務担当者、その他一般県民

定 員 40名(申込先着順)

申込方法 右記二次元コードからお申し込みください。



▲労務管理セミナー
申込ページ

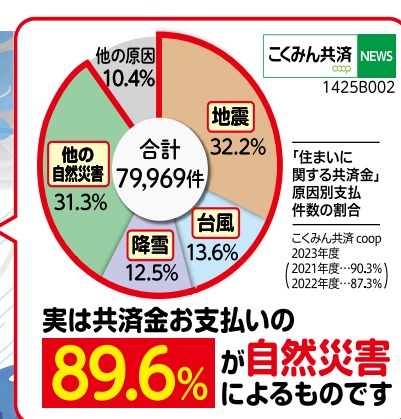
【問合せ・申込み】

かながわ労働センター川崎支所 電話 044-833-3141

川崎市高津区溝口1-6-12 リンクス溝の口1階 JR 武蔵溝ノ口駅、東急溝ノ口駅から徒歩約5分

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jg5/cnt/f7615/>

予期せぬ自然災害や 火災が起こる、その前に!



住まいの保障の見直しには 住みいる共済

火災共済・自然災害共済
風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

- 1 築年数・使用年数にかかわらず、大切な住まいと家財をしっかり保障。
- 2 住まいに合わせて選べる保障、充実の特約。
- 3 「火災共済」に「自然災害共済」をセットすることで、自然災害にも安心の保障。

詳しくは
こちら



たすけあいの輪をむすぶ
こくみん共済
全国労働者共済生活協同組合連合会 coop

たすけあいから生まれた保障の生協です。

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

神奈川県推進本部
(神奈川県労働者共済生活協同組合)

従業員の「妊娠」・「不妊治療」と仕事の両立を応援しましょう

母性健康管理指導事項連絡カード（母健連絡カード）を知っていますか？

医師等による女性労働者への指示事項を、適切に事業主に伝達するためのツールです。働く妊産婦が医師等から通勤緩和や休憩などの指導を受けた場合、その指導内容を事業主に的確に伝えるためのもので、事業主は「母健連絡カード」が提出された場合、記載内容に応じた適切な母性健康管理措置を講じる義務があります。



※母性健康管理措置とは、「妊娠中の通勤緩和」「妊娠中の休憩に関する措置」「妊娠中または出産後の症状等に関する措置（作業の制限、勤務時間の短縮、休業）」などがあります。

【厚生労働省ウェブサイト】女性労働者の母性健康管理等について（母性健康管理指導事項連絡カード様式掲載）▶



不妊治療と仕事の両立のこと

日本では、不妊を心配したことがある夫婦は39.2%で、夫婦全体の約2.6組に1組の割合になります。また、実際に不妊の検査や治療を受けたことがある（または現在受けている）夫婦は22.7%で、夫婦全体の約4.4組に1組の割合になります。（令和7年3月厚生労働省「不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック」より）
令和4年4月に不妊治療が保険適用化され、働く人の中でも不妊治療を受ける人が増加傾向です。

不妊治療と仕事の両立を目指す 従業員を応援しましょう

不妊症には男性側・女性側両方の要因がありますが、治療は女性のからだの周期に合わせて継続的に行う必要があり、仕事を休む必要も出てきます。
さらに、身体的・精神的な負担の大きさから仕事との両立を困難に感じ、離職するケースもあります。職場が両立を応援することは、離職を防ぎ、従業員の安心感やモチベーションにつながるなど、職場にとっても大きなメリットがあるはずです。

まずは担当者・担当部署を決めて 情報収集・周知から

主導する部門や担当者等を決定し、不妊治療のことや、上司として相談を受けたときの対応方法、職場全体での配慮について周知をしていきましょう。
他社で取り入れている支援方法（不妊治療休暇、時差出勤制度など）についても情報収集できるとよいでしょう。



【参考資料】「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」
「不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック」

【問合せ】川崎市 こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 母子保健担当 電話 044-200-2450

令和7年国勢調査を実施します



国勢調査2025



日本に住むすべての人と世帯を対象とした5年に一度の最も重要な統計調査、「国勢調査」を実施します。ご自宅に調査書類がとどきましたら、忘れずにご回答をお願いします。

回答はかんたん便利なインターネットでお願いします。

インターネット回答期間

調査票（紙）での回答期間

9/20_土 → 10/8_水 10/1_水 → 10/8_水

国勢調査については、「国勢調査2025キャンペーンサイト」をご覧ください。

<https://www.kokusei2025.go.jp/>



川崎市総務企画局統計情報課 電話 044-200-2070 FAX 044-200-3747

働き方の旬な情報をお届け！

「かわさき労働情報」のメルマガ会員登録

かわさき労働情報では、労働関係法令、労働関係の年間行事、市内の労働情勢などの労働情報を市内企業・労働団体及び勤労者の皆さまに毎月1回、発信しています。

「パワハラを受けたら？育児と仕事の両立支援って？人手不足にどう立ち向かう？市内企業向けの支援事業は？」そんな働く皆さまの疑問にお答えする、労働情報誌です。ぜひ、メルマガをご登録ください！

◆メルマガ(メールニュースかわさき)登録方法

メールニュース かわさき

おすすめ



川崎市からのさまざまなお知らせを利用される方のご希望に応じて、電子メールでお届けするサービスです。「かわさき労働情報」のみを受け取ることも可能です。パソコン、スマートフォン等より、次の方法でご登録ください。



▲パソコン・スマートフォン用

①「t-kawasaki@sg-p.jp」へ空メールを送信

②件名「登録方法のご案内」というメールが届くので、メール本文に記載された登録用URLをクリックし登録(「かわさき労働情報」は配信カテゴリの一番下にあります。)

＜＜その他、事業者向けの施策やイベント・募集に関する情報が欲しいなら＞＞

川崎市が行う事業者向けの施策やイベント・募集に関する情報を、ダイレクトかつスピーディーに事業者の皆様にお届けしています。

登録方法は上記②で「ビジネスサポートかわさき」を選択してください。

川崎市ウェブページ

<https://www.city.kawasaki.jp/jigyoku/category/282-3-1-0-0-0-0-0-0.html>



毎年9月は「障害者雇用支援月間」です

厚生労働省では、障害のあるなしに関わらず、誰もがその能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるような社会の実現を目指し、障害のある人の雇用対策を総合的に推進しています。

障害者雇用の状況

民間企業に雇用されている障害者の数は67.7万人となり、21年連続で過去最高を更新し、障害者雇用は着実に進展しています。また、実雇用率(常用雇用労働者に占める、障害者である労働者の数)は2.41%、障害者雇用率達成企業割合は46.0%となっています。(令和6年6月1日現在)

障害者雇用のための国の支援機関

●ハローワーク

障害者雇用に関する相談全般、障害者求人の受理など。

●地域障害者職業センター

障害特性に応じた職務の相談、ジョブコーチの派遣など。

●障害者職業・生活支援センター

雇用後の障害者の生活面の課題などについて相談など。

障害者の法定雇用率引き上げと支援策の強化について

① 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	2.5%	⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上		40.0人以上		37.5人以上

② 除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられました。(これまで除外率が10%以下であった業種は除外率制度の対象外となりました。)(令和7年4月)

③ 障害者雇用における障害者の算定方法が変更となりました。

▶精神障害者の算定特例の延長(令和5年4月以降)。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定(令和6年4月以降)。

④ 障害者雇用のための事業主支援を強化しました。(令和6年4月以降)

▶「障害者雇用相談援助事業」が始まっています。

▶障害者雇用関係の助成金を拡充・新設しました。

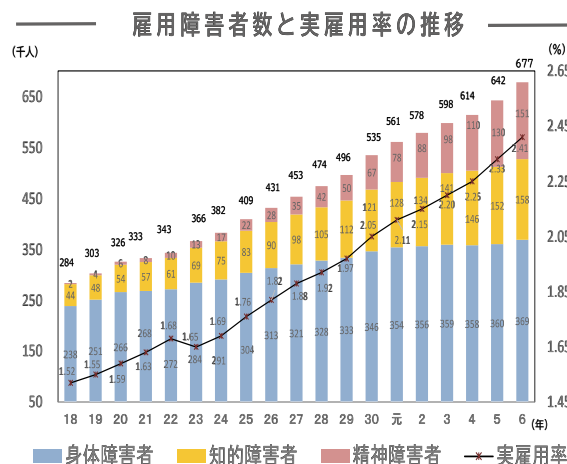
※詳しくは右記リーフレット(障害者の法定雇用率引き上げと支援策の強化について)や厚生労働省ホームページでご確認ください。また、川崎市でも川崎市障害者等雇用促進・就労援助事業として「企業応援センターかわさき」がございまして、そちらもあわせてご利用下さい。



▲リーフレット



▲厚生労働省HP ▲企業応援センターかわさき



9月は「職場の健康診断実施強化月間」です！

厚生労働省では、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取及びその意見を踏まえた就業上の措置の実施について、事業者の皆さまに改めて徹底していただくことを促すため、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、集中的・重点的に啓発を行っています。

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する重点事項

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5) 健康保険法(大正11年法律第70号。以下「健保法」という。)に基づく保健事業との連携
- (6) 平成30年3月29日付け基安労発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

※特に以下の2点をご確認ください。

1. 健康診断及び事後措置の実施の徹底

■ 健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。特に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

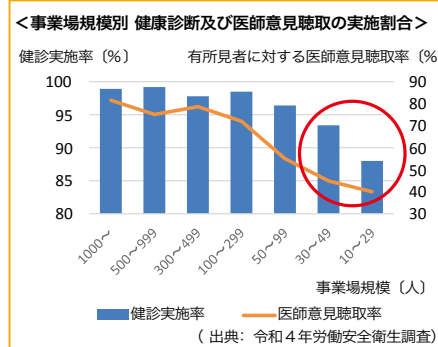
＜地域産業保健センターのご案内＞

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

2. 医療保険者との連携

■ 医療保険者(※1)は、法により労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。これらの取り組みが着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断の結果を求められた場合は提供にご協力ください。

(※1): 協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。



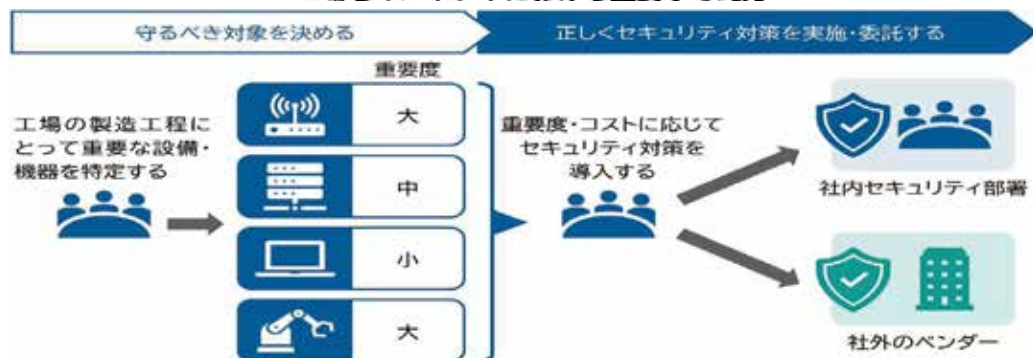
工場におけるサイバーセキュリティ

～平素の備えが工場を守ります～

近年、工場のIoT化等に伴うサイバー攻撃のリスクが増加しており、特に、取引先まで被害が波及するなど、サプライチェーンを介したサイバー攻撃のリスクが高まっています。このため、製造業全体を守るためには、工場の規模を問わずサプライチェーンを構成する全ての企業において、セキュリティ対策を実施する必要があります。

そこで2025年4月11日、経済産業省は、主に工場を有する中小規模の製造事業者の経営層や、工場のセキュリティ担当者として選任された方を対象に、「工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン」の解説書として【工場セキュリティの重要性と始め方】を策定しました。本書では、初心者でも工場セキュリティの重要性や取組の始め方を理解できるように、具体的な事例や手順を紹介しています。

工場セキュリティにおける重要な考え方



▲経済産業省
ホームページ

サイバー攻撃は高度化・巧妙化しており、いかなる工場においても攻撃を受ける可能性があります。詳しくは、経済産業省ホームページにご覧いただけますので、ぜひご活用下さい。

県立東部総合職業技術校(かなテクカレッジ東部) スキルアップセミナーのお知らせ

かなテクカレッジ東部では、今の仕事を充実させるため、また新しい分野の仕事に取り組むために、主に在職者の方を対象としたスキルアップセミナー(講習会)を実施しています。

受講を希望される方は、「インターネット(電子申請)」でお申込みください。

このほかのセミナーや詳しい申込み方法などは、同校で配布しているスキルアップセミナーガイド、またはホームページ(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j3c/index.html>)をご覧ください。



セミナー名	定員	日程	申込期限	受講料
リスクリング(精密板金)	5	11/5(水),12(水),19(水) 26(水)12/3(水),10(水) 17(水),24(水)	10/1(水)	8,000円
産業用ロボット特別教育(教示)	6	11/6(木),7(金)	10/2(木)	2,000円 要テキスト
フリーソフトを使用した建築CAD 入門STEP2(平面図作図)	15			2,000円
介護福祉士試験対策講習	30	11/6(木),13(木)		2,000円 要テキスト
はじめての機械製図STEP1	10	11/14(金),21(金)	10/10(金)	2,000円 要テキスト
第二種電気工事士下期技能試験対策演習講習	15	11/16(日),29(土) 12/6(土),7(日)	10/14(火)	4,000円 要テキスト
低圧電気取扱特別教育(開閉器操作のみ)	14	11/27(木),28(金)	10/23(木)	2,000円 要テキスト

*時間はいずれも午前8時50分から午後4時10分

【問合せ先】東部総合職業技術校 〒230-0034 横浜市鶴見区寛政町28-2 電話 045-504-3101

新型コロナウイルス感染症の「罹患後症状(いわゆる後遺症)」 に悩む方の治療と仕事の両立に向けたご案内

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)にかかった後、ほとんどの方は時間経過とともに症状が改善します。いまだ不明な点が多いですが、一部の方で長引く症状(罹患後症状,いわゆる後遺症)があることがわかってきました。

人事労務のご担当者や上司の方は新型コロナウイルス感染症の罹患後症状のことを正しく理解して、罹患後症状に悩む方の治療と仕事の両立支援(療養からの職場復帰支援も含まれます)に取り組みましょう。

詳しくは、右下の二次元コードの「新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け)」や「新型コロナウイルス感染症のリーフレット」などをご覧ください。

※新型コロナウイルス感染症リーフレットより一部抜粋

Q 罹患後症状に悩んでいる社員がいます。治療と仕事の両立を支援したいのですが、職場ではどのようなことに取り組んだらよいですか。

A 例として、以下のような休暇制度・勤務制度について、各事業場の実情に応じて検討・導入し、治療のための配慮を行うことが望まれます。

時間単位の年休制度

傷病休暇・病気休暇

時差出勤制度

短時間勤務制度

テレワーク

試し出勤制度

Q 治療と仕事の両立支援について、社内啓発に取り組もうと思います。参考になる情報はありますか。

A 治療しながら働く人を応援する情報ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」をご利用ください。



「治療と仕事の両立支援ナビ」では、事業者の方、支援を受ける方、医療機関・支援機関の方にとって役立つ、治療と仕事の両立支援に関する総合的な情報を発信しています。



厚生労働省
ホームページ▶



新型コロナウイルスに関する
Q&A(企業の方向け)▶



新型コロナウイルス感染症の
リーフレット▶



令和7年9月

I-1 労働市場(神奈川県、川崎市)

- * 6月の神奈川県内の有効求人倍率は、0.85倍で前年同月に比べ0.07ポイント下回りました。
* 6月の川崎市内の有効求人倍率は、0.69倍で前年同月に比べ0.05ポイント下回りました。

項目 年月	有効求人数 (a)				有効求職者数 (b)				有効求人倍率 (a/b)			
	川 崎	川崎北	川崎計	県	川 崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県
令和4年度平均	9,484	7,296	16,780	97,506	7,633	12,587	20,220	108,800	1.24	0.58	0.83	0.90
令和5年度平均	9,390	7,273	16,664	98,257	7,764	12,269	20,033	107,997	1.21	0.59	0.83	0.91
令和6年度平均	9,413	6,940	16,353	99,573	8,261	12,446	20,708	109,369	1.14	0.56	0.79	0.91
令和7年	1月	9,309	6,792	16,101	100,145	8,065	11,677	19,742	1.15	0.58	0.82	0.90
	2月	9,842	7,103	16,945	101,901	8,219	11,761	19,980	1.20	0.60	0.85	0.90
	3月	10,225	7,136	17,361	101,327	8,362	12,109	20,471	1.22	0.59	0.85	0.90
	4月	10,126	6,751	16,877	98,711	8,971	13,283	22,254	1.13	0.51	0.76	0.92
	5月	9,666	6,524	16,190	95,640	9,062	13,520	22,582	1.07	0.48	0.72	0.89
	6月	9,344	6,311	15,655	93,999	9,088	13,482	22,570	1.03	0.47	0.69	0.85
資料出所	川崎・川崎北公共職業安定所「統計月報」、神奈川県労働局職業安定部「労働市場月報」											

- (注1)労働市場は新規卒者を除き、パートタイマーを含んだ数値で、県有効求人倍率の月別、及び年度平均は季節調整値である。
(注2)神奈川県内の数値について、毎年、新季節指数を適用し、前年度数値の一部を改定する。
(注3)川崎(川崎公共職業安定所(川崎南部))の数値には、川崎区・幸区のほかに、横浜市鶴見区を含む。
(注4)川崎市内の数値について、令和6年4月末から、ハローワークに求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数を含む。

I-2 労働市場(全国)

- * 6月の完全失業者数は176万人、完全失業率は2.5%となりました。
一方、有効求人倍率は1.22倍で、前年同月に比べ0.02ポイント下回りました。

項目 年月	完全失業者 (全国)		完全失業率 (%)	有効求人倍率
	万人	前年比	全国	全国
令和4年度平均	179	-7.2	2.6	1.28
令和5年度平均	178	-0.6	2.6	1.31
令和6年度平均	176	-1.1	2.5	1.25
令和7年	1月	163	0.0	1.26
	2月	165	-6.8	1.24
	3月	180	-2.7	1.26
	4月	188	-2.6	1.26
	5月	183	-5.2	1.24
	6月	176	-2.8	1.22
資料出所	総務省統計局「労働力調査」厚生労働省「一般職業紹介状況」			

- (注)全国の完全失業率、有効求人倍率の月別、及び年平均は季節調整値
ただし、完全失業者数は月別、年平均ともに原数値

II 業種別労働災害発生状況

- * 令和7年1月から6月までの労働災害発生状況は、前年比5件減の438件となりました。

区分 業種	当年累計	前年同期累計	前年同期対比	
			件数	前年比 (%)
製 造 業	46(0)	51(1)	-5	-9.8
建 設 業	43(2)	40(0)	3	7.5
運 輸 業	96(1)	82(0)	14	17.1
第三次産業	244(2)	256(0)	-12	-4.7
鉱業、農林業 畜産・水産業	9(1)	14(0)	-5	-35.7
総 計	438(6)	443(1)	-5	-1.1
資料出所	神奈川県労働局(川崎南・川崎北労働基準監督署)			

- (注1)休業4日以上の死傷者数、()内は死亡者数で内数死傷者数は労働者私傷病報告、死亡者数は死亡災害速報から集計
(注2)当該発生状況は、令和7年1月1日から労働者死傷病報告の電子申請化に伴い、従来の統計締日を一部変更
(注3)第三次産業は、「小売業・社会福祉施設・飲食店・清掃・と畜業・その他」の合計

III 関連指標(全国、神奈川県、川崎市)

- * 6月の川崎市消費者物価指数は、110.3となり、前年同月に比べ3.2ポイント上回りました。 P:速報値

項目 年月	常用労働者賃金 (円)		総実労働時間数(時間)		所定外労働時間(時間)		消費者物価指数				鉱工業生産指数		倒産状況 (件)			
	県	全国	県	全国	県	全国	川崎市	前年比	全国	前年比	県	全国	川崎市	県	全国	
令和4年度平均	367,534	379,498	137.2	143.3	11.6	12.2	101.5	2.1	102.3	2.5	110.3	105.4	5	34	536	
令和5年度平均	386,313	386,640	137.8	143.8	12.4	12.1	104.5	3.0	105.6	3.3	111.8	104.0	6	43	724	
令和6年度平均	408,564	397,437	138.6	142.9	12.5	11.7	107.2	2.6	108.5	2.9	110.4	100.8	7	45	834	
令和7年	1月	333,367	327,445	131.5	135.0	11.5	11.1	109.5	3.4	111.2	4.0	107.5	99.9	4	46	840
	2月	326,536	323,728	130.0	135.6	11.9	11.4	109.1	2.9	110.8	3.7	104.2	102.2	4	49	764
	3月	349,851	347,260	134.0	138.1	12.2	11.8	109.5	3.1	111.1	3.6	117.7	102.4	9	48	853
	4月	355,090	338,252	140.5	145.4	12.7	12.0	109.9	3.0	111.5	3.6	102.8	101.3	7	51	828
	5月	345,828	337,884	136.6	140.5	11.9	11.3	109.9	2.9	111.8	3.5	P117.6	101.2	13	44	857
	6月		P619,893		P145.4		P11.3	110.3	3.2	111.7	3.3		P102.9	6	38	848
資料出所	県：統計センター「毎月勤労統計地方調査」 全国：厚生労働省「毎月勤労統計調査」						全国・市：総務省統計局「消費者物価指数」				県：統計センター「工業生産指数月報」 全国：経済産業省「鉱工業生産動向」		市、県：金融課「神奈川県内企業倒産整理状況」 全国：東京商工リサーチ「企業倒産状況」			

- (注1)鉱工業生産指数は令和2年を100とする。月別は季節調整値で、年平均は原指数である。また、県数値は製造工業の数値である。
(注2)消費者物価指数は令和2年を100とする。
(注3)倒産状況は負債総額1,000万円以上の件数で、年平均は合計件数とする。

【主要労働経済指標の数値について】 過去の数値については、新季節調整値による有効求人倍率の遡及変更など、後に変更や訂正が入ることがありますので、資料出所のホームページ等をご確認くださいようお願いいたします。

近年、社会問題となっているカスタマーハラスメント(以下、カスハラ)。
今回は、基本的な質問を3つご紹介します。

お客様からのクレームはカスハラですか？



顧客等からのクレームすべてがカスハラに該当するわけではありません。
しかし、要求の内容が妥当性を欠く場合や、要求の手段・態様が社会通念上不相当とされる場合には、カスハラに該当する可能性があります。

従業員がお客様に注文とは違う商品を渡してしまいました。商品の交換と、ミスをした従業員の解雇を求められています。どのように対処すべきですか？



商品の交換を求めることは正当な要求ですが、従業員の解雇要求は妥当性を欠くものと考えられます。企業として対応すべきことには真摯に応じつつも、不当・過度な要求には毅然とした対応が必要です。
あらかじめカスハラの判断基準や対応方針を明確にし、社内でも共有しておきましょう。

なぜカスハラ対策が必要なのですか？



カスハラは従業員に精神的負担を与え、パフォーマンスの低下や休職・退職につながる恐れがあります。また、企業にとっても対応に時間がかかり、業務全体に支障をきたすほか、企業イメージの低下にもつながる可能性があります。

令和7年には労働施策総合推進法が改正され、カスハラ対策が企業の義務となることも決まっております(施行日は未定)、対策が急務です。

※法改正の詳細については、厚生労働省のサイトをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00003.html

編集後記

まだまだ暑さが続きますが、暦の上では秋ですね。秋といえば、紅葉やハロウィンの他にも、「スポーツの秋」、「読書の秋」、「食欲の秋」、と楽しみがたくさん。私はもっぱら「食欲の秋」です。さんまやぶどう、さつまいもと、美味しいものがたくさんあり、つつい食べ過ぎてしまいます。特にさつまいもは、焼き芋やさつまいもご飯、スイートポテトや大学芋と、この時期は食卓に並ぶ回数が増えます。焼き芋は、色々なレシピをネットで調べて、ようやく屋台で売っている様な石焼き芋の作り方をマスターしました。ねっとりして、甘さが増し、ペロリと食べてしまいます。

今月号のトピックスにもあるように、「9月は職場の健康診断実施強化月間」でもあるので、食べ過ぎず、健康にも気を配りながら、美味しい秋をたくさん楽しみたいと思います。

第121期川崎労働学校 受講生募集

先着順
定員50名

川崎労働学校は、職場で起きているさまざまな労働問題、労働法や社会保障の関係、働くためのルールなどについて、各分野の専門家が講義を行い、時代背景や現状を踏まえた専門的な知識を学ぶカリキュラムです。



日時 令和7年10月20日(月)～令和7年12月15日(月)18時30分～20時30分
全15講座 (10回以上受講された方には川崎市長名の修了証をお渡しします!)

会場 川崎市生活文化会館 (てくのかわさき) 4階会議室 **受講料** 3,300円(消費税込・全15講座分)

申込締切 令和7年10月14日(火)まで **定員** 50名(先着順・定員に達した場合は募集終了)

回	日程	テーマ(講義内容)	講師
1	10月20日(月)	《総論》労働法の意義と最近の動向	法政大学教授 沼田 雅之
2	10月27日(月)	労働関係の始まりと法的諸問題(労働契約の締結、労働契約と就業規則・労働協約・労使慣行の関係、採用内定、試用期間、労働条件の明示義務など)	中央大学教授 井川 志郎
3	10月30日(木)	就業規則をめぐる諸問題(就業規則の機能、法的性質、就業規則の内容、作成手続、不利益変更など)	法政大学准教授 藤木 貴史
4	11月 4日(火)	業務命令・人事異動(業務命令権の根拠と限界、配転・出向、転籍命令の限界など)	中央大学教授 井川 志郎
5	11月 6日(木)	男女雇用機会均等法(均等法の構造と課題)	専修大学教授 長谷川 聡
6	11月10日(月)	労働時間制度 その1(労働時間の定義、法定労働時間の原則と変形労働時間制度、フレックスタイム制、みなし労働など)	法政大学教授 沼田 雅之
7	11月13日(木)	賃金(退職金制度、成果主義賃金、年俸制にも言及) 場所: 川崎市生活文化会館(てくのかわさき) 4階 展示場	青山学院大学教授 細川 良
8	11月17日(月)	労働時間制度 その2(労働時間制の例外=労働基準法33条、36条、40条、41条)	法政大学教授 沼田 雅之
9	11月20日(木)	休憩・休日・休暇(休日振替、代休、年休以外の休暇にも言及)	専修大学教授 長谷川 聡
10	11月27日(木)	労働関係の終了(退職、解雇、人員整理解雇、懲戒解雇、定年制などにも言及)	青山学院大学教授 細川 良
11	12月 1日(月)	労働者派遣法(労働者派遣法の構造と課題)	法政大学教授 沼田 雅之
12	12月 4日(木)	非正規社員の法的地位(パートタイム労働、期間雇用の法的問題)	法政大学講師 山本 圭子
13	12月 8日(月)	企業のコンプライアンスと労使紛争処理制度(企業の社会的責任・コンプライアンス、労使紛争処理制度のしくみ)	弁護士 中川 義宏
14	12月11日(木)	労働者災害補償保険法(労災補償の仕組みと課題)	法政大学講師 山本 圭子
15	12月15日(月)	社会保障の現代的課題(医療・年金をめぐる仕組みと課題)	関東学院大学教授 大原 利夫

申込の流れ

1. 下記申込先へ、申込フォーム、FAXのいずれかでお申し込みください。
2. お申し込みが確認でき次第、納入通知書を郵送します。川崎市の公金を納付できる金融機関窓口において、受講料3,300円を納入してください。

申込み 問合せ

第121期川崎労働学校運営事務局(ヒューマンアカデミー株式会社)

電話 045-228-7938 FAX 045-228-7975

URL <https://form.run/@HA-kawasaki-roudougakou>

※第121期川崎労働学校事業はヒューマンアカデミー株式会社が川崎市から委託を受け運営しております。

所管 川崎市 経済労働局 労働雇用部 電話 044-200-2271 FAX 044-200-3598



▲申込フォーム

かわさき 労働情報

Kawasaki Labor Information

第2177号 令和7年9月1日発行

編集・発行 川崎市経済労働局労働雇用部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-3653(直通) FAX 044-200-3598

経済労働局労働雇用部メール 28roudou@city.kawasaki.jp

労働情報の発送につきましてはメール便でお送りしておりますので、郵便局への届出では転送することができます。そのため、転居先不明による返送が増えております。ご転居される際には、編集・発行者まで、電話・FAX・メールのいずれかの方法にてご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。